

古代東北の地域中心研究の近業によせて

新野直吉

はじめに

昨年上半期において、三月には服部昌之氏「東北地方における郡の成立」(『史林』46巻2号)六月には藤岡謙二郎・足利健亮・桑原公德三氏「古代東北の地域中心に關する若干の歴史地理学的調査と問題点」(『人文地理』51巻3号)という京都学派による二つの業績が世に問われたが、後者の序言によると両者は本来同一研究の所産であることが知られる。

私は東北に在任にする古代史学徒の一人として深い関心を以てこの業績に接した。我々が日常身近にしていながら未解決のままである事や問題点について、僅かな時日の現地調査にもかかわらず、かくも広範囲に亘って調期的な断案を学界に提示せられたことについては、その大きな努力労苦と、その偉大な学的能力とに對して、心から敬意を表するものである。従つてその殆んどについては全く異議がなく、その御説の教示をうけさせて頂くものであるが、中には少しく疑点を見出すところもあるのである。私は東北古代史についてより正しく明らかな御究明をお願いするため

にも、現地に住む者のささやかな疑問をここに表明したいと思うものである。

なお、言及の部分を出羽に限つたのは、私には陸奥が少しく地縁的に遠い存在であり、それについては遠来の諸学者と五十歩百歩の現地認識しか有しないからに外ならない。

一 秋田城・秋田郡論によせて

秋田の地名が日本古代史上で、或いは「城」として或いは「郡」として表れていることは史料に顯著である。その差が、服部氏の「建郡のプロセスとして城柵が地域形成の中核をなしたであろうと思われるが、しかし城柵と郡家とは地域中心としての性格が相異している点をこの際想起せねばならない。すなわち城柵は本来的に蝦夷征伐のための前進基地・兵站基地、或いは確保・占領した地域の防禦基地であつて、……、開拓の先駆的役割を担つたものと評価できる。一方郡家は郡という行政区画の中心官衙、いわゆるコホリのミヤケであつて、郡家設置は行政区画としての郡の設置をも意味しているから、郡家は郡という制度的地域の中

心的機能が最初からその属性であるといえる。」とのべられるところにあることは、足利氏の支持される通りであろう。ところで服部氏は秋田郡の設置を「秋田郡、貞観元年に郡名初見であるが、天平五年に『出羽棚遷置於秋田村高清水岡』は秋田城のことであり、この直後に設置されたものと思われる。」と記されるのであるが、果して真意は奈辺にあられるのであろうか、私は延暦二十三年紀の「亘停城為郡、不論土人浪人、以往彼城者編附焉」なる記事を無視否定してまで、城（櫓）郡は同時設立論に賛成できるように史料の存在を知らないのである。

次に秋田城と雄物川の位置関係についてであるが、該業績の中には、三代実録の「屯秋田河南、拒賊於河北、」の記述などを根拠にして、城が雄物川（秋田河）の河南に存ったと推定して居られる藤岡教授の説がある。既に或る地質学者からは、天長の大地震までは雄物川が高清水岡の北側を流れていたとの説が出され、爾来賛否両説の物議を醸すこと久しきに及んでいるが、この元慶までも河が城の北を流れていたとするのは正しき新説で、斬新刮目に値するが、私はこの説には難点が少なくないように思う。

三代実録元慶二年七月十日条の此の記事の背景や前後事情から見て来ると、三月十五日に夷俘の叛徒によって秋田城が襲われ、四月四日陸奥から援兵を派遣するも戦況好転せず、四月廿八日陸奥・上野・下野から更に増援の兵を出すこととし、五月四日藤原保則以下を現地に派遣して事態処理に当らせようとしていたところ、六月七日に軍兵五千人を聚屯させていた秋田城が賊の不意討ちをうけて大敗落城してしまったので、八日小野春風を鎮守將軍として救援することとなり、逐次態勢を整えつつあったが、七月

十日に藤原保則がや々と國府に到着したので、現地の國司下僚がこれも丁度到着したばかりの上野國兵六百余を率いて、一先ず秋田河南に屯し河北の賊に対し小野春風の到着を待ったという状況を記述する末尾の文言がこの一句なのである。下文を読むと、陸奥軍や春風が到着して征討の功が表われたのは八月末から九月にかけてであることが知られるのである。

おもうに七月十日の此の句の表現する時期の実情では、六月七日に敗退して城は賊手に帰っていたのである。そしてその奪回を目論む官軍が河南まで進出して、城地を占有している筈の賊と対峙したというのであり、しかも賊は河北に陣しているというのであるから、城地は自ずからにして河北に在ると理解すべきなのではないかと愚考するものである。成る程河が城の南を流れていては、秋田城は背水陣となって防守の原則に照らして甚だしく危険異常であることは、かねがね我々も思い患って来た問題である。

しかし何れ四ヶ年の発掘調査結果なども、その筋から正式に公表せられるものと推考されるが、近時の諸般よりする検討の結果では、河が城の北を流れていたというような事態が歴史時代に入ってからあったと見るべきような史料や資料は、全くといってよい程存しない如くである。私は一兩年前から、この城は本来防守のためのものでなく前進開拓の拠点として設けられたものである以上、前進の度毎に渡河（場合には敵前渡河となる）して北向する如き城は極めて危険であり非能率的であるから、天平の築營当初から河を渡り切り、それを背後との連絡補給路とする形で位置決定を行なったものであったと考えるようになったのである。該業績の中でも前に引用させて頂いた服部氏の「前進基地・兵站基地」

城論は、この意味でも私に心強い支えを与えて下さったもの一つである。

それに古代の出羽国河辺郡はこの辺では雄物川を境界として秋田郡と相分けられていたと目されるが、前述の延暦廿三年紀の記事に依れば秋田郡はもと秋田城の存する地区と一致して設立されたとみるのが常道であるから、河北の秋田郡は必然的に秋田城域を郡域の中に含んでいたとすべきではないだろうか。

二 北羽駅路によせて

北羽秋田に通ずる古代駅路の著明史料は二つある。天平宝字三年紀の記述と、延喜式の規定とである。いうまでもなくこの兩者は該業績の中においては細密の検討研究をうけている。

服部氏は天平宝字三年に出羽国に置かれた六駅について言及され(註③として)、その中の助河駅を、三代実録に見える助川村と結びつける井上通泰説により、和名抄郷名記事なども勘案されて秋田郡に在ったとされた。もちろん現在秋田郡内に助川という地名がないので、何とも断定はできないのであるが、御説の如く添河村(今秋田市添川)などにならばせるとなると、秋田郡の郡域ともからんで、今の秋田市かその北方かにならうが、それでは雄勝・平鹿の分郡がやっつと行なわれたばかりの段階では、あまりに北方に突出してしまい、その後方の横河や雄勝の駅との連絡において事実上機能を果たし得ないのみならず、令の規定にもあまりに副わなすぎることになるように思われる。一体この駅路は何を目ざすものであろうか、私は躊躇なく、この時完成し分郡された雄勝城及び雄勝・平鹿二部の城營・郡衙を目標に制定された

ものと考えた。したがってこの助河駅はもつと後方恐らく平鹿郡家に対する駅家として設立せられたものと考えるのである。それと同考で、陸奥国嶺基駅も、雄勝城と同時に竣功し、続紀のすぐその前段記事に挙示されている桃生城に対する駅家であるとする。したがってそれを平戈・横河などとならべて避翼と雄勝との間に位置するものと判断される藤岡教授の御考にも、直ちに従うには小さからぬ抵抗を感じるものである。

嶺基を鳴子町として、御業績のいわれる北羽前街道なるものを陸羽の主要連絡路とされるのは、結局は小国川沿いの昇降谷を駅路とせられる観点に起因する。そしてその観点の設定には、避翼駅地に擬定される舟形町地内に一ノ関・経壇原の小字名の存在すること、壇原は団原で小軍団の趾と解しうるなどが有力資料とされている。一ノ関が果して古代駅路に必然の名か否かは存せぬが、私も亦この辺を古代路の経過地点とする上では全く同見である。しかしそれは鳴子方向に嶺基駅を見立てた陸羽横谷路線を想定してではない。服部氏が天平宝字三年紀の続紀文言の校訂に援用せられた如く重要な天平九年紀の記事や、延喜式の駅名、更にはこの天平宝字三年紀の駅名などに鑑みそれを生かして、公式な駅路はあくまでも、軍事上は多賀城から玉造軍団や色麻柵などの要衝を経て出羽大室塞に通ずる玉野街道(業績のいわれる中羽前街道なるもの)を銀山越とか母袋越とかを通して連絡するのが主であり、行政的には多賀城から最上郡及び村山郡の郡家所在地を経過する式截駅路を通して連絡するのが主であったという考えに立ってのことである。(こゝで業績中には延喜式截駅名中「村山、遊佐ともに、現在にその名をとどめるとすれば」という表現があって、或い

は今の遊佐町・村山市を古駅趾の地と見られるのかと受取れる箇所があるが、遊佐町は古名を伝えるけれども、村山市はもと楯岡で古駅の故地に附された名ではなく、村山が東根市郡山に郡衙を有したろうことは足利氏の論議の通りである。また仮に今の村山市まで古代村山の位置を北上させてみても、所詮鴨子越ではそこまで通過圏に含まれないという事情は変わらない。

天平宝字の山道駅路では北向する場合、玉野―遊翼―平戈と連絡するのであり、式の水道駅路では野後―遊翼―佐芸と接続するのであるが、山道の場合、玉野について現地踏査をすると、尾花沢市の上宿・下宿・裏宿地区がその遺名を伝えるものと判断された。附近には古代において主要聚落を持ち得べき丹生遺跡を持ち、大室塞もこの近くと考えられている。またその後身駅と目される野後（玉野の野末の意ならん）はその西々北方野尻川の河口部に判定されるが、野後駅の駅伝をうける水道遊翼は本合海説などを否定して業績の論ぜられる通り小国川河口部に近い処（私見では富田ではなくその対岸の福寿野かと考えるが何れにしても大勢に於いては同見）であろうが、さし当り今ここで問題にしている舟形町本部よりも上流域地区には関係がないと思われる。したがって一ノ関・経壇原地区が古代駅路と関係して採り挙げられるとすれば、それは天平宝字三年制定の南北駅路においてである。有屋方向の平戈と玉野との間においてはこの小国川畔が一つの駅家位置としての適性を最も良く備えるのである。おそらくこの辺に山道時代の遊翼駅があったのであろう。

壇原については私も興味を以て踏査したが、近世における長沢山福昌寺の寺院炎上に伴う、焼け残りの経巻の埋納供養塚を設け

たことに基づく地名であるという伝えが、今に蔽存していて、壇（団）にはなく経の方に地名成立の主因があることが明らかなのであった。また土師器片などは確かに出土しているが、それは必ずしも此処だけではなく、この附近の諸所に見られる現象であり、あの壇（毬）的地形を保つに役立っている土塁の土堤も、近世、遅ければ明治にかけて何か耕土保全上の目的で施されたものであることも地人の明らかに伝える処であった。御業績の論ぜられる如く鴨子越による道も必要に応じては実用されたであろうが、公式駅路ではなく、桃生城の存在を無視してまでそこに嶺基駅を想定する必要はあるまいというのが愚見である。

三 城柵研究の業績によせて

秋田城址は極めて曲折した外側いわゆる外城縁を持っていて、服部氏が「秋田城・多賀城は不整形の形態である」と述べられた通りであり、従来その不整形プランにさしたる疑問も差し挟んではみなかったのであるが、藤岡教授はここに全国々府プランと共通という、「秋田城の都市計画プラン」なる方六町域の整形プランを考定されたのである。私はあの凹凸や沼沢の多い砂丘地帯に果してそのような整然たる条坊的地割を為し得たものかどうかについては、必ずしも無批判的に直ちに賛同できないことを遺憾に思うものであるけれども、その中に部分的にでも「律令的の方格状のプラン」を指向するものが見出していることを見出して頂いたとすれば、愉快の感を禁じ得ない。しかしこの考え方の底には、城輪柵などのような整形プランに準じようとする傾向が潜在し過ぎるのではないかという懸念も無くはないのである。というのは、

私見を以てしては律令的辺境開拓の一拠点として、毫も疑いを容れる余地の無い「払田柵」をば、形状が「柵円の極めて不整形」のものであることによるらしいが、「土豪の館的性格を具えたもの」などと規定される点からも、然る思考方向が窺い得られる如くだからである。不整形なものが土豪的、整形なものが律令（國家）的ということに若しなれば、なるほど秋田城などはすぐれて整形プランを持たなければならぬであろう。

払田柵が決して単なる土豪の館的存在でないことは、既に昭和六年の発掘調査以来明白である。だから、中にはこの柵を天平宝字紀の「雄勝城」であるとす説（早くは喜田貞吉博士、近くは高橋富雄博士）さえ有るのである。（といっても、これを雄勝城と見る説については、これを土豪の館と見る説とは逆の方向に極端な説であると考えるので、賛成できない。払田柵は、天平宝字期に築城された雄勝城よりは一時期新しいもので、おそらく平安初期の征夷の際にでも築営されたものではあるまいかと私は推考し、考古学的調査を切に期待しているものである。）勿論業績中の桑原氏の糸里研究においては、払田を玉造・色麻・伊治・胆沢・城輪・秋田などの諸遺跡とならべて「律令時代の城柵・軍団の所在地」と明白に規定して調査せられているのであるから、「土豪の館的性格」という文言は私が受取ったような「対律令的性格」とか「反（非）官的性格」とかという意味で使用されているのではないかもしれないが、とにかく、私の見る処では秋田城も雄勝城（足利氏調査の段階より、遙かに不整列の柱穴の延長が、昨年の発掘調査では一層はっきりした）も払田柵も、丘陵の自然地形を利用して、必ずしも整った方形プランは持たないものであり、そしてそのことが、律令時代における官営城柵として

の性格を失ったり否定されたりする材料には、全くならないものと考えられるのである。

ところで、桑原氏が払田柵附近の調査で、「旧図には糸里的地割の痕跡が認められ」という報告をなさった点は、空前の収穫であったといわねばならぬ。何故ならば、早くからここに「一の坪」地名のあることが注目され、殊に場所が場所だけに研究家の耳目を集めたのであるが、地割りや地形図などに決め手が無いばかりに、たとえば秋田地方史に明るい秋田大学の半田市太郎教授や、近時東北の糸里制追究に最も意欲的な活躍を続けられる弘前大学の虎尾俊哉博士などが、年来断定を控えることを余儀なくされて来ていたのだからである。

また同じように業績の果敢によって出羽古代史研究上の表面に登場させて頂いたものに「野代営趾」がある。能代市榎山町田床内の大館台地が、三代実録に言う「野代営」一趾ではないかとの説は、既に能代市合併以前の榎山町郷土史研究家の間から熱心に提出されていた説である。私も誘いをうけ数年前に実見したが、確かに適性の地であるというだけで、決め手になるほどの有力資料が発見できず、他日考古学者による発掘調査を期待していたものであった。いま強力な調査団によってほぼ断案とすべき推定をうけたことは、地元郷土史家の大いなる欲びであろう。しかし此処も不整形で方格状プランなどの適合できないことは明らかなようである。もちろんそのことが野代営たるの意味を損う条件とはならないだろうことは右に払田柵についてのべた通りである。

おわりに

如上、範囲は奥羽の甚だ廣大に亘り、研究の対象分野は極めて多岐に及ぶ両業績の中から、全く非常識にも出羽側のみ限り言及し、しかも僅か三項目に纏めて、不躱とも言える一方的な盲評をさせて頂いたのである。

両業績に接し多大の啓蒙教示をうけると共に、身近かなこの多

くの古代史研究の対象を為すところなく放置していた怠慢を心から愧じつつ、重ねて短期間一度の踏査においてかくも多大の成果を挙げられた調査団の御力に深い敬意を捧げるものである。

ささやかな私疑をのべさせて頂き終るに当り、業績読解の未熟や過誤、更には拙文表現の蕪乱や非礼がなかったかを、ひたすら懼惕するのみである。

（六三、九、一〇稿・六四・七・九校）

（秋田大学助教）